

利根川水系治水協定

一級河川利根川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

記

1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 河川管理者である国土交通省関東地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省関東地方整備局は、気象庁から利根川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・関東地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3) に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

(1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

(2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流のガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

(3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

情報	方法
既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等）	ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、関東地方整備局（河川管理者）へ情報提供（集約）
既存ダムの下流の河川水位	各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）
避難に係る準備・勧告・指示の発令状況	各者が、群馬県・栃木県・埼玉県・茨城県・千葉県・東京都の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）

5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 52 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 8 日

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長

国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長

国土交通省関東地方整備局渡良瀬川河川事務所長

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長

国土交通省関東地方整備局品木ダム水質管理所長

農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長

栃木県県土整備部長

栃木県企業局長

群馬県県土整備部長

群馬県企業管理者

茨城県土木部長

茨城県公営企業管理者企業局長

千葉県県土整備部長

千葉県企業局長

埼玉県県土整備部長

埼玉県企業局長

東京都建設局河川部長

東京都水道局浄水部長

独立行政法人水資源機構ダム事業部長

独立行政法人水資源機構水路事業部長

高崎市長

安中市長

渋川市長

桐生市長

富岡市長

藤岡市長

下仁田町長

甘楽町長

神流町長

中之条町長

南牧村長

佐野市長

足利市長

香取市長

神崎町長

東京電力リニューアブルパワー（株） 奥利根事業所長

東京電力リニューアブルパワー（株） 長野原事業所長

東京電力リニューアブルパワー（株） 沼田事業所長

東京電力リニューアブルパワー（株） 渋川事業所長

東京発電（株） 群馬事業所長

群馬東部水道企業団企業長

北千葉広域水道企業団企業長

九十九里地域水道企業団企業長

東総広域水道企業団企業長

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者

長門川水道企業団企業長

美尻沢用水土地改良区理事長

早川土地改良区理事長

大岩藤土地改良区理事長

佐野市土地改良区理事長

ダム	洪水調節容量 (万 m3)	洪水調節可能容量※ (万 m3)	基準降雨量 (mm)
藤原ダム	2,120	2,071	350
相俣ダム	940	258	350
菌原ダム	1,414	259	350
品木ダム	0	16	350
ハッ場ダム	6,500	938	350
矢木沢ダム	2,210	2,594	350
下久保ダム	3,500	714	350
草木ダム	2,000	1,495	350
奈良俣ダム	1,300	208	350
松田川ダム	70	111	500
霧積ダム	140	70	350
桐生川ダム	740	151	350
坂本ダム	0	15	350
道平川ダム	340	73	350
塩沢ダム	23	5	350
四万川ダム	740	120	350
大仁田ダム	23	4	350
権現堂調節池	360	0	350
黒部川貯水池	0	0	350
庚申ダム	0	12	350
須田貝ダム	0	1,938	350
玉原ダム	0	255	350
赤三調整池ダム	0	0	350
平出ダム	0	62	350
中之条ダム	0	31	350
小森ダム	0	23	350
丸沼ダム	0	241	350
大津ダム	0	5	350

白砂ダム	0	9	350
鍛冶屋沢ダム	0	18	350
上野ダム	0	1,215	350
高津戸ダム	0	77	350
黒坂石ダム	0	6	350
中木ダム	0	62	350
神水ダム	0	31	350
茂沢ダム	0	14	350
早川ダム	0	20	350
間瀬ダム	0	6	350

※ 各種の条件を仮定し算出した最大値